

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月4日

【発行者名】 T & Dアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤瀬 宏

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目2番3号

【事務連絡者氏名】 岩松 覚

【電話番号】 03-3434-6630

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 新興国為替ファンド 韓国ウォン買い
新興国為替ファンド 韓国ウォン売り
新興国為替ファンド インドルピー買い
新興国為替ファンド インドルピー売り
新興国為替ファンド トルコリラ買い
新興国為替ファンド トルコリラ売り
新興国為替ファンド ブラジルリアル買い
新興国為替ファンド ブラジルリアル売り
新興国為替ファンド マネーアカウントファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初自己設定（平成24年9月5日）
新興国為替ファンド 韓国ウォン買い
新興国為替ファンド 韓国ウォン売り
新興国為替ファンド インドルピー買い
新興国為替ファンド インドルピー売り
新興国為替ファンド トルコリラ買い
新興国為替ファンド トルコリラ売り
新興国為替ファンド ブラジルリアル買い
新興国為替ファンド ブラジルリアル売り
各ファンドにつき1,010万円とします。
新興国為替ファンド マネーアカウントファンド
100万円とします。
継続募集額
各ファンドにつき2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年8月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正し、加えて、原届出書の記載事項に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。なお、以下の内容の下線部分は、訂正箇所を示します。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの基本的性格

<訂正前>

(略)

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<訂正後>

(略)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

下記事項が原届出書に置き換わります。

基準価額の主な変動要因

下記の表は、基準価額に影響を及ぼす為替や短期金利の影響を分かりやすくイメージしたものです。ただし、ファンドの運用時に発生するコスト等の様々な要因により必ずしも表記のとおり基準価額が上昇・下落するとは限りません。

	【買いファンド】	【売りファンド】
対象通貨高(対円)	上昇要因	下落要因
対象通貨安(対円)	下落要因	上昇要因
短期金利差(対象通貨>円)	短期金利差に伴うプレミアム	短期金利差に伴うコスト
短期金利差(円>対象通貨)	短期金利差に伴うコスト	短期金利差に伴うプレミアム

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

平成24年9月5日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

<訂正後>

平成24年9月5日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) ファンドの仕組み

委託会社の概況

<訂正前>

a . 資本金 平成24年7月末日現在 11億円

c . 大株主の状況

平成24年7月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社 T & D ホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

<訂正後>

a . 資本金 平成25年3月末日現在 11億円

(略)

c . 大株主の状況

平成25年3月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社 T & D ホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

2 投資方針**(2) 投資対象**

下記事項が原届出書に置き換わります。

(略)

(参考) 投資する投資信託証券の概要

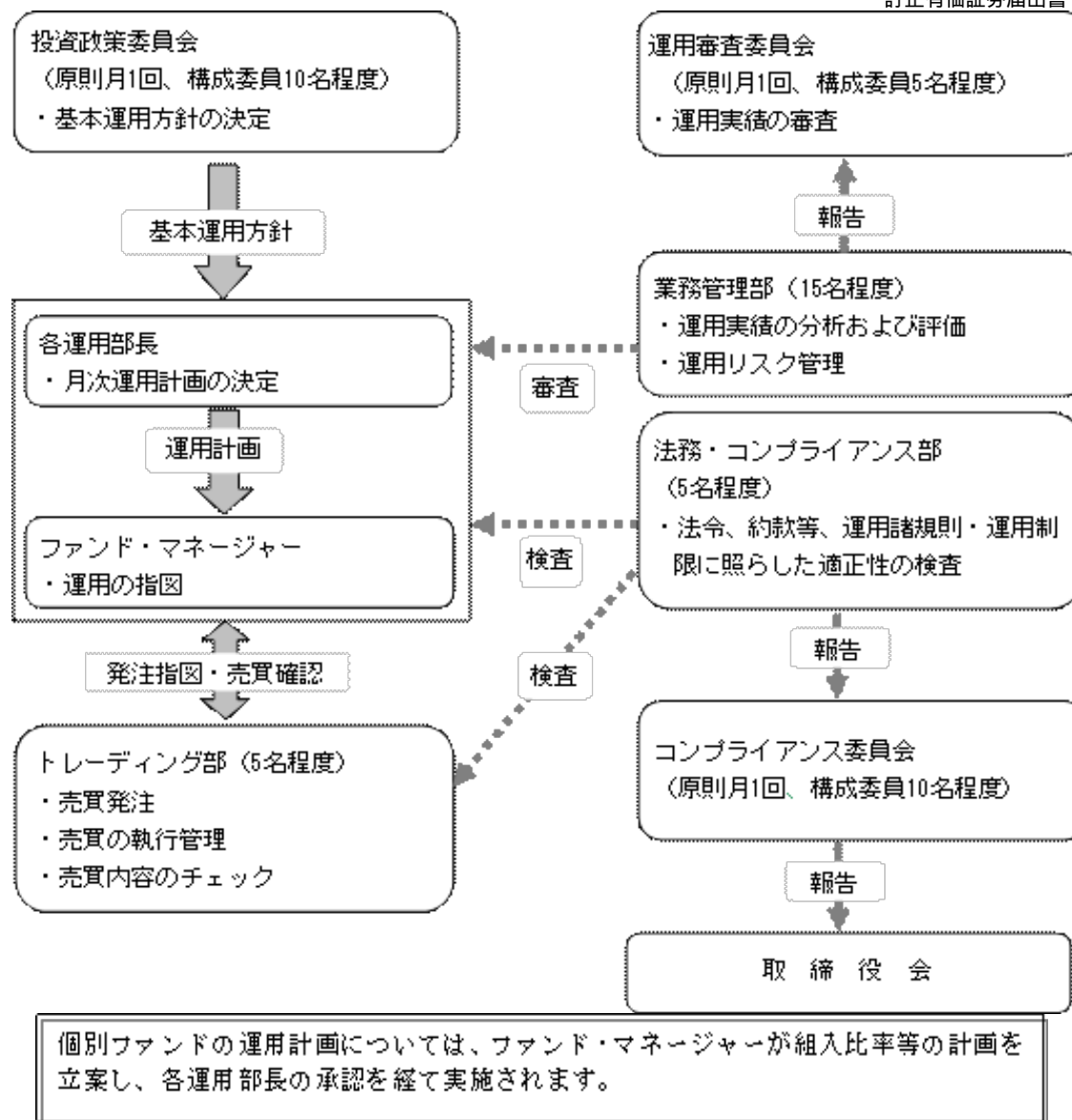
ファンド名	エマージング・カレンシー・ファンド なお、「新興国為替ファンド」が各々投資対象とする外国投資信託は以下の通りです。	
	韓国ウォン買い	エマージング・カレンシー・ファンド Class A -KRW long
	韓国ウォン売り	エマージング・カレンシー・ファンド Class B -KRW short
	インドルピー買い	エマージング・カレンシー・ファンド Class C -INR long
	インドルピー売り	エマージング・カレンシー・ファンド Class D -INR short
	トルコリラ買い	エマージング・カレンシー・ファンド Class E -TRY long
	トルコリラ売り	エマージング・カレンシー・ファンド Class F -TRY short
	ブラジルリアル買い	エマージング・カレンシー・ファンド Class G -BRL long
ブラジルリアル売り	エマージング・カレンシー・ファンド Class H -BRL short	
分類	ケイマン籍／外国投資信託／円建	
設定日	2012年9月5日	
運用の基本方針 主な投資対象	主として円建の短期の日本国債に投資を行い、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の成長を目指して運用を行います。 また、為替取引(NDF取引を含みます。)を積極的に活用します。	
投資態度	①主として円建の短期の日本国債を投資対象とします。 ②各クラスにおいて、為替取引(NDF取引を含みます。)を積極的に活用します。	
	【各クラスの為替取引】 各クラス毎に、原則として純資産相当額の以下の為替取引を行います。	
	Class A -KRW long	韓国ウォン買い／円売り
	Class B -KRW short	円買い／韓国ウォン売り
	Class C -INR long	インドルピー買い／円売り
Class D -INR short	円買い／インドルピー売り	
Class E -TRY long	トルコリラ買い／円売り	
Class F -TRY short	円買い／トルコリラ売り	
Class G -BRL long	ブラジルリアル買い／円売り	
Class H -BRL short	円買い／ブラジルリアル売り	
③資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。		
主な投資制限	①株式への直接投資は行いません。 ②公社債については、原則として、円建の短期の日本国債以外への投資は行いません。	
分配方針	原則として、年1回分配を行います。	
決算日	4月30日	
信託報酬等	純資産総額の年0.2%程度	
投資顧問会社	T&Dアセットマネジメント株式会社	

ファンド名	T&Dマネーアカウントマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2012年9月5日
運用基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の国債、公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	9月10日(休業日の場合は翌営業日)
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は、2013年3月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3) 運用体制

下記事項が原届出書に置き換わります。
委託会社の運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成25年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

(2) その他の留意点

<訂正前>

(略)

NDF取引に関する留意点

韓国ウォン、インドルピーおよびブラジルレアルは、NDF取引を活用して為替取引を行います。NDF取引は、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利（NDF想定金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムの拡大がファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあり、ファンドが目標とする投資成果から乖離する要因の一つとなります。

<訂正後>

(略)

NDF取引に関する留意点

韓国ウォン、インドルピーおよびブラジルレアルは、NDF取引を活用して実質的な為替取引を行います。NDF取引は、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される

金利（NDF想定金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストおよびプレミアムの拡大がファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあり、ファンドが目標とする投資成果から乖離する要因の一つとなります。

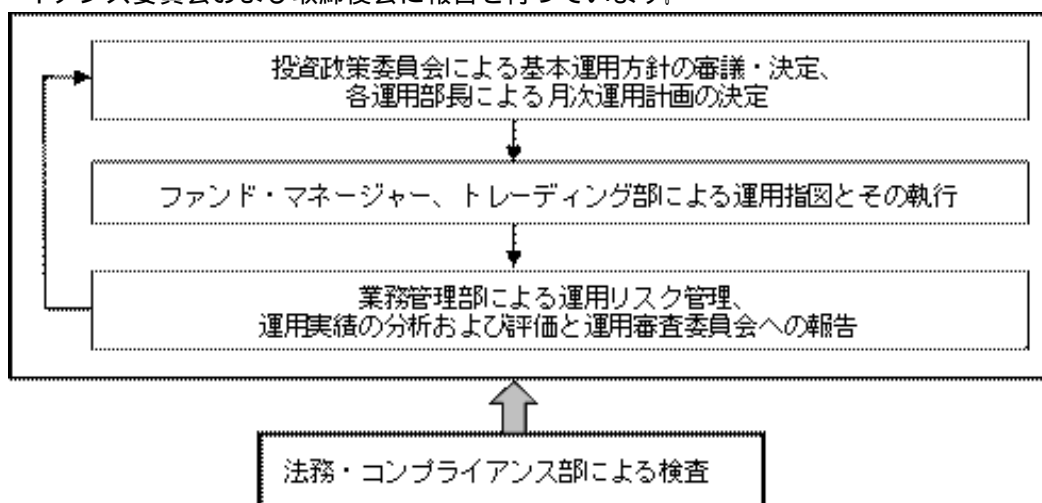
（３）リスクの管理体制

下記事項が原届出書に置き換わります。

委託会社のリスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成25年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

下記事項が原届出書に置き換わります。

（５）課税上の取扱い

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

[次へ](#)

5 運用状況

下記事項が原届出書に置き換わります。

(1) 投資状況

以下は、平成25年3月29日現在の状況です。

資産の種類別、地域別の投資状況

韓国ウォン買い

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	31	98.67
親投資信託受益証券	日本	0	0.16
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	1	1.17
合計(純資産総額)	-	32	100.00

韓国ウォン売り

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	17	99.04
親投資信託受益証券	日本	0	0.30
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	0	0.66
合計(純資産総額)	-	17	100.00

インドルピー買い

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	20	99.01
親投資信託受益証券	日本	0	0.34
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	0	0.65
合計(純資産総額)	-	20	100.00

インドルピー売り

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	23	98.97
親投資信託受益証券	日本	0	0.22
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	0	0.81
合計(純資産総額)	-	23	100.00

トルコリラ買い

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	65	99.01
親投資信託受益証券	日本	0	0.11
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	1	0.88
合計(純資産総額)	-	66	100.00

トルコリラ売り

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	21	99.01

親投資信託受益証券	日本	0	0.23
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	1	0.76
合計（純資産総額）	-	22	100.00

ブラジルリアル買い

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	146	98.96
親投資信託受益証券	日本	0	0.05
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	2	0.99
合計（純資産総額）	-	148	100.00

ブラジルリアル売り

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	13	97.67
親投資信託受益証券	日本	0	0.37
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	0	1.96
合計（純資産総額）	-	13	100.00

マネーアカウントファンド

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7	98.34
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	-	0	1.66
合計（純資産総額）	-	7	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出してあります。）

（２）投資資産

以下は、平成25年3月29日現在の状況です。

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

韓国ウォン買い

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	エマージング・カレン シー・ファンドClass A -KRW long	2,591.00	11,844.74 30,689,736	12,152.05 31,485,961	98.67
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネーアカウントマ ザーファンド	50,000	1.0000 50,000	1.0010 50,050	0.16

韓国ウォン売り

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
--	------	----	-----	------	----------------------------	----------------------------	-----------------

1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・カレンシー・ファンドClass B -KRW short	2,151.00	8,217.68 17,676,237	7,743.17 16,655,558	99.04
2	日本	親投資信託受益証券	T & Dマネーアカウントマザーファンド	50,000	1.0000 50,000	1.0010 50,050	0.30

インドルピー買い

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・カレンシー・ファンドClass C -INR long	1,625.32	10,985.24 17,854,536	12,446.18 20,229,025	99.01
2	日本	親投資信託受益証券	T & Dマネーアカウントマザーファンド	69,989	1.0001 70,000	1.0010 70,058	0.34

インドルピー売り

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・カレンシー・ファンドClass D -INR Short	2,998.55	9,089.05 27,254,000	7,570.70 22,701,122	98.97
2	日本	親投資信託受益証券	T & Dマネーアカウントマザーファンド	50,000	1.0000 50,000	1.0010 50,050	0.22

トルコリラ買い

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・カレンシー・ファンドClass E -TRY long	5,375.77	11,762.39 63,231,956	12,163.07 65,385,866	99.01
2	日本	親投資信託受益証券	T & Dマネーアカウントマザーファンド	69,989	1.0001 70,000	1.0010 70,058	0.11

トルコリラ売り

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・カレンシー・ファンドClass F -TRY short	2,726.00	8,303.88 22,636,399	7,829.39 21,342,917	99.01
2	日本	親投資信託受益証券	T & Dマネーアカウントマザーファンド	50,000	1.0000 50,000	1.0010 50,050	0.23

ブラジルリアル買い

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	エマージング・カレンシー ・ファンドClass G -BRL long	12,061.08	11,801.56 142,339,618	12,119.80 146,177,877	98.96
2	日本	親投資信託 受益証券	T & D マネーアカウントマ ザーファンド	69,989	1.0001 70,000	1.0010 70,058	0.05

ブラジルリアル売り

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	エマージング・カレンシー ・ファンドClass H -BRL short	1,689.00	8,399.08 14,186,046	7,773.25 13,129,019	97.67
2	日本	親投資信託 受益証券	T & D マネーアカウントマ ザーファンド	50,000	1.0000 50,000	1.0010 50,050	0.37

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

マネーアカウントファンド

国名	種類	銘柄名	数量 (口)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	T & D マネーアカウント マザーファンド	6,685,727	1.0008 6,691,703	1.0010 6,692,412	98.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

韓国ウォン買い

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.67
親投資信託受益証券	0.16
合計	98.83

韓国ウォン売り

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.04
親投資信託受益証券	0.30
合計	99.34

インドルピー買い

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.34

合計	99.35
----	-------

インドルピー売り

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.97
親投資信託受益証券	0.22
合計	99.19

トルコリラ買い

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.12

トルコリラ売り

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.23
合計	99.24

ブラジルリアル買い

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.96
親投資信託受益証券	0.05
合計	99.01

ブラジルリアル売り

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.67
親投資信託受益証券	0.37
合計	98.04

マネーアカウントファンド

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.34
合計	98.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

韓国ウォン買い、韓国ウォン売り、インドルピー買い、インドルピー売り、トルコリラ買い、トルコリラ売り、ブラジルリアル買い、ブラジルリアル売り、マネーアカウントファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

韓国ウォン買い、韓国ウォン売り、インドルピー買い、インドルピー売り、トルコリラ買い、トルコリラ売り、ブラジルリアル買い、ブラジルリアル売り、マネーアカウントファンド

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

設定来の各月末の純資産の推移は次の通りです。

韓国ウォン買い

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成24年9月末日	36	-	10,061	-
平成24年10月末日	11	-	10,565	-
平成24年11月末日	12	-	10,969	-
平成24年12月末日	17	-	11,569	-
平成25年1月末日	18	-	12,085	-
平成25年2月末日	18	-	12,166	-
平成25年3月末日	32	-	12,133	-

韓国ウォン売り

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成24年9月末日	10	-	9,837	-
平成24年10月末日	91	-	9,331	-
平成24年11月末日	9	-	8,924	-
平成24年12月末日	29	-	8,398	-
平成25年1月末日	24	-	7,970	-
平成25年2月末日	11	-	7,901	-
平成25年3月末日	17	-	7,851	-

インドルピー買い

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成24年9月末日	41	-	10,420	-
平成24年10月末日	32	-	10,464	-
平成24年11月末日	21	-	10,684	-
平成24年12月末日	25	-	11,186	-
平成25年1月末日	19	-	12,276	-
平成25年2月末日	22	-	12,249	-
平成25年3月末日	20	-	12,435	-

インドルピー売り

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成24年9月末日	115	-	9,451	-
平成24年10月末日	97	-	9,337	-
平成24年11月末日	72	-	9,102	-
平成24年12月末日	35	-	8,647	-
平成25年1月末日	47	-	7,828	-
平成25年2月末日	24	-	7,814	-
平成25年3月末日	23	-	7,620	-

トルコリラ買い

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成24年9月末日	33	-	10,054	-
平成24年10月末日	46	-	10,280	-
平成24年11月末日	23	-	10,687	-
平成24年12月末日	57	-	11,175	-
平成25年1月末日	34	-	12,033	-
平成25年2月末日	67	-	11,915	-
平成25年3月末日	66	-	12,150	-

トルコリラ売り

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
平成24年9月末日	36	-	9,845	-
平成24年10月末日	11	-	9,576	-
平成24年11月末日	10	-	9,172	-
平成24年12月末日	10	-	8,725	-
平成25年1月末日	9	-	8,063	-
平成25年2月末日	14	-	8,105	-
平成25年3月末日	22	-	7,867	-

ブラジルリアル買い

	純資産総額 （分配落） （単位:百万円）	純資産総額 （分配付） （単位:百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位:円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位:円）
平成24年9月末日	45	-	9,920	-
平成24年10月末日	56	-	10,166	-
平成24年11月末日	57	-	10,162	-
平成24年12月末日	149	-	10,894	-
平成25年1月末日	74	-	11,897	-
平成25年2月末日	97	-	12,102	-
平成25年3月末日	148	-	12,128	-

ブラジルリアル売り

	純資産総額 （分配落） （単位:百万円）	純資産総額 （分配付） （単位:百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位:円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位:円）
平成24年9月末日	12	-	9,984	-
平成24年10月末日	27	-	9,683	-
平成24年11月末日	24	-	9,634	-
平成24年12月末日	14	-	8,938	-
平成25年1月末日	13	-	8,087	-
平成25年2月末日	12	-	7,917	-
平成25年3月末日	13	-	7,802	-

マネーアカウントファンド

	純資産総額 （分配落） （単位:百万円）	純資産総額 （分配付） （単位:百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位:円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位:円）
平成24年9月末日	1	-	10,000	-
平成24年10月末日	1	-	10,005	-
平成24年11月末日	1	-	10,006	-
平成24年12月末日	1	-	10,006	-
平成25年1月末日	3	-	10,007	-
平成25年2月末日	3	-	10,008	-
平成25年3月末日	7	-	10,008	-

分配の推移

韓国ウォン買い、韓国ウォン売り、インドルピー買い、インドルピー売り、トルコリラ買い、トルコリラ売り、ブラジルリアル買い、ブラジルリアル売り、マネーアカウントファンド

該当事項はありません。

収益率の推移

韓国ウォン買い

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	21.33

韓国ウォン売り

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	21.49

インドルピー買い

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	24.35

インドルピー売り

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	23.80

トルコリラ買い

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	21.50

トルコリラ売り

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	21.33

ブラジルリアル買い

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	21.28

ブラジルリアル売り

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	21.98

マネーアカウントファンド

	収益率（％）
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	0.08

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第1期計算期間中については平成25年3月29日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）T & D マネーアカウントマザーファンドの状況

以下は、平成25年3月29日現在の状況です。

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
コール・ローン	日本	6	84.61
国債証券	日本	1	15.38
その他の資産（負債差引後）	日本	0	0.01
合計（純資産総額）	-	7	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

国名	種類	銘柄名	券面総額 （円）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）	クー ポン （％）	償還日
日本	国債証券	第304回利付 国債（2年）	1,100,000	100.02 1,100,319	100.01 1,100,165	15.38	0.20	H25.5.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

種類	投資比率（％）
国債証券	15.38
合計	15.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（４）設定及び解約の実績

韓国ウォン買い

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	5,930	3,300

韓国ウォン売り

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	15,265	13,123

インドルピー買い

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	8,621	6,978

インドルピー売り

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	21,610	18,600

トルコリラ買い

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	15,606	10,171

トルコリラ売り

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	6,512	3,772

ブラジルリアル買い

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	29,770	17,590

ブラジルリアル売り

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	6,487	4,764

マネーアカウントファンド

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間中（平成24年9月5日～平成25年3月29日）	11,262	10,582

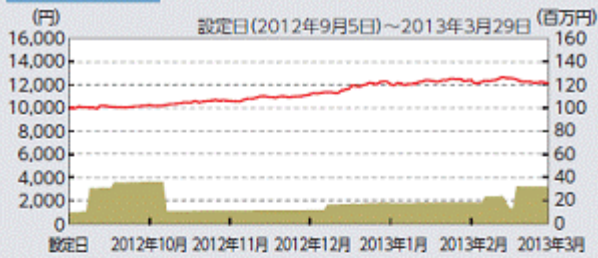
- (注) 1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) 運用実績

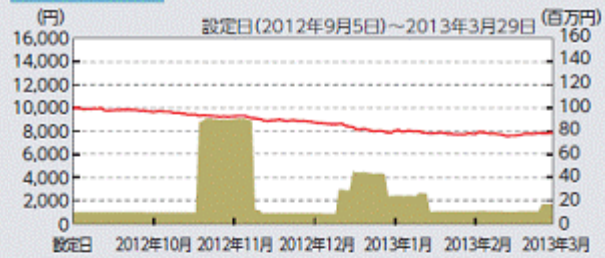
2013年3月29日現在

基準価額・純資産の推移

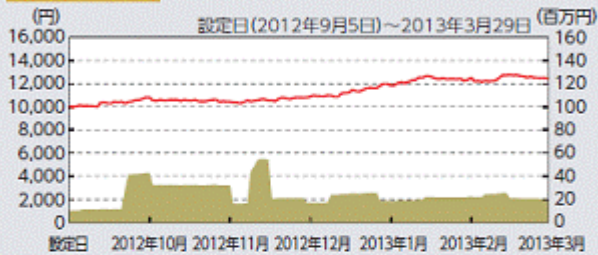
韓国ウォン買い



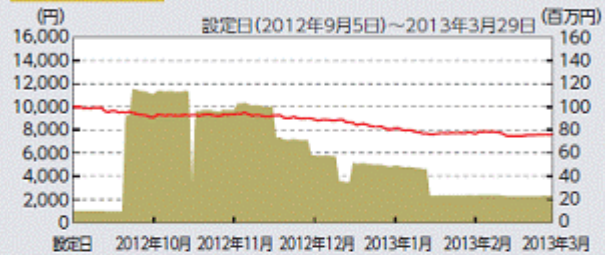
韓国ウォン売り



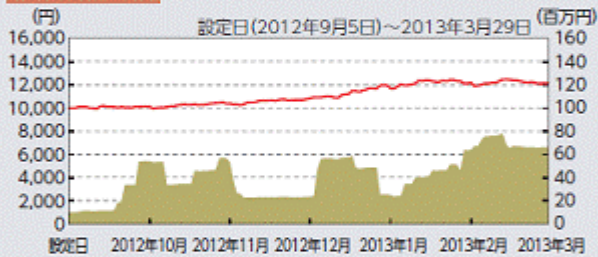
インドルピー買い



インドルピー売り



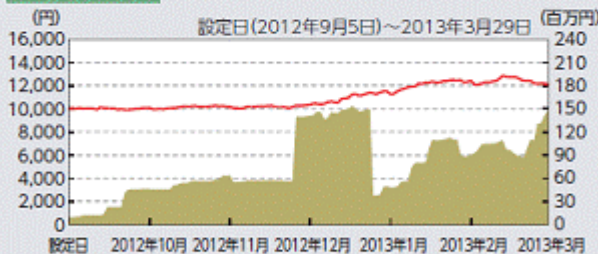
トルコリラ買い



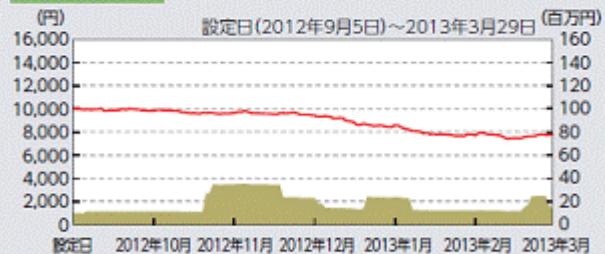
トルコリラ売り



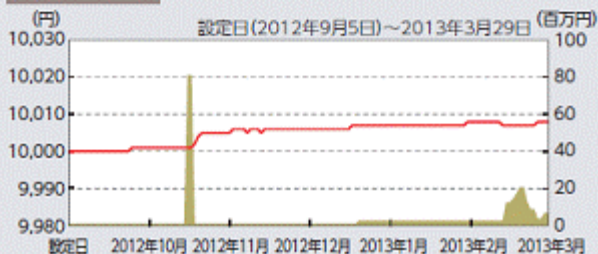
ブラジルレアル買い



ブラジルレアル売り



マネーアガクトファンド



— 基準価額 (左軸)
■ 純資産総額 (右軸)

※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移（1口当たり、税引前）

第1期決算日が2013年9月10日のため、該当事項はありません。

主要な資産の状況

投資比率

韓国ウォン買い	
エマージング・カレンシー・ファンド Class A-KRW long	98.7%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.2%
コール・ローン、その他	1.2%
合計	100.0%

インドルピー買い	
エマージング・カレンシー・ファンド Class C-INR long	99.0%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.3%
コール・ローン、その他	0.6%
合計	100.0%

トルコリラ買い	
エマージング・カレンシー・ファンド Class E-TRY long	99.0%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.1%
コール・ローン、その他	0.9%
合計	100.0%

ブラジルレアル買い	
エマージング・カレンシー・ファンド Class G-BRL long	99.0%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.0%
コール・ローン、その他	1.0%
合計	100.0%

マネーアカウントファンド	
T&Dマネーアカウントマザーファンド	98.3%
コール・ローン、その他	1.7%
合計	100.0%

韓国ウォン売り	
エマージング・カレンシー・ファンド Class B-KRW short	99.0%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.3%
コール・ローン、その他	0.7%
合計	100.0%

インドルピー売り	
エマージング・カレンシー・ファンド Class D-INR short	99.0%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.2%
コール・ローン、その他	0.8%
合計	100.0%

トルコリラ売り	
エマージング・カレンシー・ファンド Class F-TRY short	99.0%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.2%
コール・ローン、その他	0.8%
合計	100.0%

ブラジルレアル売り	
エマージング・カレンシー・ファンド Class H-BRL short	97.7%
T&Dマネーアカウントマザーファンド	0.4%
コール・ローン、その他	2.0%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移（暦年ベース）

韓国ウォン買い



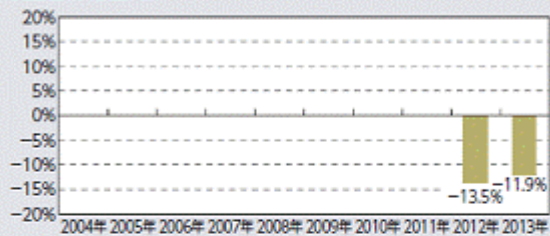
韓国ウォン売り



インドルピー買い



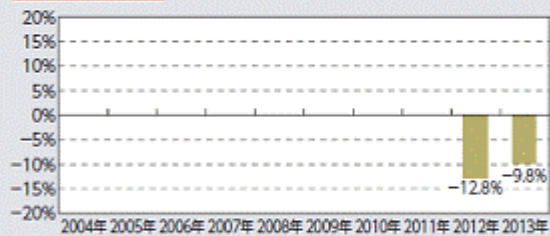
インドルピー売り



トルコリラ買い



トルコリラ売り



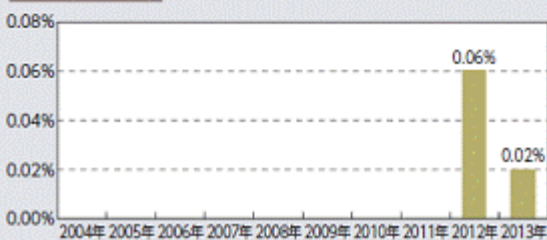
ブラジルレアル買い



ブラジルレアル売り



マネーアカウントファンド



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2012年は設定日(9月5日)から年末まで、2013年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(5) その他

公告

下線の事項が原届出書に追加されます。

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成25年7月31日以降は、以下の通り変更する予定です。

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第3【ファンドの経理状況】

下線の事項が原届出書に置き換わります。

新興国為替ファンド 韓国ウォン買い
新興国為替ファンド 韓国ウォン売り
新興国為替ファンド インドルピー買い
新興国為替ファンド インドルピー売り
新興国為替ファンド トルコリラ買い
新興国為替ファンド トルコリラ売り
新興国為替ファンド ブラジルリアル買い
新興国為替ファンド ブラジルリアル売り
新興国為替ファンド マネーアカウントファンド

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第1期中間計算期間(平成24年9月5日から平成25年3月4日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 中間財務諸表

新興国為替ファンド 韓国ウォン買い

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,154,591
投資信託受益証券	23,089,707
親投資信託受益証券	50,045
未収利息	7
流動資産合計	28,294,350
資産合計	28,294,350
負債の部	
流動負債	
未払金	4,889,645
未払受託者報酬	2,842
未払委託者報酬	56,787
その他未払費用	708
流動負債合計	4,949,982
負債合計	4,949,982
純資産の部	
元本等	
元本	18,900,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	4,444,368
元本等合計	23,344,368
純資産合計	23,344,368
負債純資産合計	28,294,350

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)
営業収益	
受取利息	120
有価証券売買等損益	3,282,875
営業収益合計	3,282,995
営業費用	
受託者報酬	2,842
委託者報酬	56,787
その他費用	708
営業費用合計	60,337
営業利益	3,222,658
経常利益	3,222,658
中間純利益	3,222,658

一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	314,259
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,659,210
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,659,210
剰余金減少額又は欠損金増加額	123,241
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	123,241
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,444,368

（3）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,890口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	12,352円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別	第1期中間計算期間 (自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)
項 目	
期首元本額	- 円

期中追加設定元本額	43,900,000 円
期中一部解約元本額	25,000,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド 韓国ウォン売り

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	179,578
投資信託受益証券	10,498,322
親投資信託受益証券	50,045
流動資産合計	10,727,945
資産合計	10,727,945
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	4,050
未払委託者報酬	80,845
その他未払費用	1,032
流動負債合計	85,927
負債合計	85,927
純資産の部	
元本等	
元本	13,700,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	3,057,982
元本等合計	10,642,018
純資産合計	10,642,018
負債純資産合計	10,727,945

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日)
営業収益	
受取利息	844
有価証券売買等損益	7,836,930
営業収益合計	7,836,086
営業費用	
受託者報酬	4,050
委託者報酬	80,845

その他費用	1,032
営業費用合計	85,927
営業利益	7,922,013
経常利益	7,922,013
中間純利益	7,922,013
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	6,793,736
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,420,494
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,420,494
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,350,199
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,350,199
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,057,982

（ 3 ） 中間注記表

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

第1期中間計算期間 （ 平成25年3月4日現在 ）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,370口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	3,057,982円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	7,768円

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 （ 平成25年3月4日現在 ）	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	期別	第1期中間計算期間 （自平成24年9月5日 至平成25年3月4日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		144,930,000 円
期中一部解約元本額		131,230,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自平成24年9月5日 至平成25年3月4日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド インドルピー買い

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,664,256
投資信託受益証券	24,112,815
親投資信託受益証券	70,051
未収利息	3
流動資産合計	26,847,125
資産合計	26,847,125
負債の部	
流動負債	
未払金	2,396,639
未払受託者報酬	3,891
未払委託者報酬	77,644
その他未払費用	978
流動負債合計	2,479,152
負債合計	2,479,152
純資産の部	
元本等	
元本	19,920,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,447,973
元本等合計	24,367,973
純資産合計	24,367,973
負債純資産合計	26,847,125

（2）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

第1期中間計算期間
（自 平成24年9月5日
至 平成25年3月4日）

営業収益	
受取利息	518
有価証券売買等損益	4,214,228
営業収益合計	4,214,746
営業費用	
受託者報酬	3,891
委託者報酬	77,644
その他費用	978
営業費用合計	82,513
営業利益	4,132,233
経常利益	4,132,233
中間純利益	4,132,233
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,616,106
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,584,322
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,584,322
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,652,476
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,652,476
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,447,973

（3）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,992口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	12,233円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		86,100,000 円
期中一部解約元本額		66,180,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド インドルピー売り

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

		第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		398,459
投資信託受益証券		23,285,929
親投資信託受益証券		50,045
流動資産合計		23,734,433
資産合計		23,734,433
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		9,533
未払委託者報酬		190,589
その他未払費用		2,491
流動負債合計		202,613
負債合計		202,613
純資産の部		
元本等		
元本		30,100,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		6,568,180
元本等合計		23,531,820
純資産合計		23,531,820
負債純資産合計		23,734,433

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

	第1期中間計算期間 (自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日)
営業収益	
受取利息	1,361
有価証券売買等損益	14,010,628
営業収益合計	14,009,267
営業費用	
受託者報酬	9,533
委託者報酬	190,589
その他費用	2,491
営業費用合計	202,613
営業利益	14,211,880
経常利益	14,211,880
中間純利益	14,211,880
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	10,219,430
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,341,670
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,341,670
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,917,400
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,917,400
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	6,568,180

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	3,010口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	6,568,180円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	7,818円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 (自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		216,100,000 円
期中一部解約元本額		186,000,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自平成24年9月5日 至平成25年3月4日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド トルコリラ買い

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

		第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,199,948
投資信託受益証券		74,884,097
親投資信託受益証券		70,051
未収利息		4
流動資産合計		78,154,100
資産合計		78,154,100
負債の部		
流動負債		
未払金		2,367,449
未払受託者報酬		5,931
未払委託者報酬		118,431
その他未払費用		1,518
流動負債合計		2,493,329
負債合計		2,493,329
純資産の部		
元本等		

元本	62,310,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（　）	13,350,771
元本等合計	75,660,771
純資産合計	75,660,771
負債純資産合計	78,154,100

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）
営業収益	
受取利息	593
有価証券売買等損益	6,527,653
営業収益合計	6,528,246
営業費用	
受託者報酬	5,931
委託者報酬	118,431
その他費用	1,518
営業費用合計	125,880
営業利益	6,402,366
経常利益	6,402,366
中間純利益	6,402,366
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	3,815,619
期首剰余金又は期首欠損金（　）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,975,845
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,975,845
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,211,821
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,211,821
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	13,350,771

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	6,231口

2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	12,143円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第1期中間計算期間 (自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		150,160,000 円
期中一部解約元本額		87,850,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間(自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)

該当事項はありません。

新興国為替ファンド トルコリラ売り

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

		第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,816,720
投資信託受益証券		17,275,979
親投資信託受益証券		50,045
未収利息		5
流動資産合計		21,142,749
資産合計		21,142,749
負債の部		
流動負債		
未払金		3,608,505
未払受託者報酬		2,341
未払委託者報酬		46,634

その他未払費用	587
流動負債合計	3,658,067
負債合計	3,658,067
純資産の部	
元本等	
元本	22,020,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,535,318
元本等合計	17,484,682
純資産合計	17,484,682
負債純資産合計	21,142,749

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自平成24年9月5日 至平成25年3月4日）
営業収益	
受取利息	152
有価証券売買等損益	2,557,918
営業収益合計	2,557,766
営業費用	
受託者報酬	2,341
委託者報酬	46,634
その他費用	587
営業費用合計	49,562
営業利益	2,607,328
経常利益	2,607,328
中間純利益	2,607,328
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,144,992
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	719,078
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	719,078
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,792,060
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,792,060
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,535,318

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	2,202口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	4,535,318円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	7,940円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		53,320,000 円
期中一部解約元本額		31,300,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド ブラジルリアル買い

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,308,776
投資信託受益証券	103,488,411
親投資信託受益証券	70,051

未収利息	1
流動資産合計	104,867,239
資産合計	104,867,239
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	11,887
未払委託者報酬	237,694
その他未払費用	3,118
流動負債合計	252,699
負債合計	252,699
純資産の部	
元本等	
元本	85,040,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,574,540
元本等合計	104,614,540
純資産合計	104,614,540
負債純資産合計	104,867,239

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）
営業収益	
受取利息	1,718
有価証券売買等損益	22,875,681
営業収益合計	22,877,399
営業費用	
受託者報酬	11,887
委託者報酬	237,694
その他費用	3,118
営業費用合計	252,699
営業利益	22,624,700
経常利益	22,624,700
中間純利益	22,624,700
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	15,759,301
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,837,524
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,837,524
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,128,383
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,128,383
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,574,540

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	8,504口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	12,302円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別	第1期中間計算期間 (自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)
項 目	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	235,910,000 円
期中一部解約元本額	150,870,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間(自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)

該当事項はありません。

新興国為替ファンド ブラジルリアル売り

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

第1期中間計算期間
(平成25年3月4日現在)

資産の部		
流動資産		
コール・ローン		154,053
投資信託受益証券		11,997,866
親投資信託受益証券		50,045
流動資産合計		12,201,964
資産合計		12,201,964
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		2,841
未払委託者報酬		56,652
その他未払費用		692
流動負債合計		60,185
負債合計		60,185
純資産の部		
元本等		
元本		15,610,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		3,468,221
元本等合計		12,141,779
純資産合計		12,141,779
負債純資産合計		12,201,964

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)
営業収益	
受取利息	164
有価証券売買等損益	4,228,069
営業収益合計	4,227,905
営業費用	
受託者報酬	2,841
委託者報酬	56,652
その他費用	692
営業費用合計	60,185
営業利益	4,288,090
経常利益	4,288,090
中間純利益	4,288,090
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,898,876
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,309,864
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,309,864
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,388,871
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,388,871
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,468,221

（ 3 ） 中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	1,561口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	3,468,221円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	7,778円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 （平成25年3月4日現在）	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期中間計算期間 （自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		48,310,000 円
期中一部解約元本額		32,700,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）

該当事項はありません。

新興国為替ファンド マネーアカウントファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位 : 円)

	第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	31,283
親投資信託受益証券	2,641,056
流動資産合計	2,672,339
資産合計	2,672,339
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	23
未払委託者報酬	271
その他未払費用	31
流動負債合計	325
負債合計	325
純資産の部	
元本等	
元本	2,670,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 ()	2,014
元本等合計	2,672,014
純資産合計	2,672,014
負債純資産合計	2,672,339

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

	第1期中間計算期間 (自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)
営業収益	
受取利息	116
有価証券売買等損益	1,056
営業収益合計	1,172
営業費用	
受託者報酬	23
委託者報酬	271
その他費用	31
営業費用合計	325
営業利益	847
経常利益	847
中間純利益	847
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	101
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,185

中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,185
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,917
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,917
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,014

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	267口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	10,008円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (平成25年3月4日現在)	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第1期中間計算期間 (自平成24年9月5日 至平成25年3月4日)
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		82,830,000 円
期中一部解約元本額		80,160,000 円

2 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（自 平成24年9月5日 至 平成25年3月4日）

該当事項はありません。

(参考) T & Dマネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「T & Dマネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成25年3月4日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		2,000,412
国債証券		1,100,275
未収利息		80
前払費用		578
流動資産合計		3,101,345
資産合計		3,101,345
負債の部		
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		3,098,649
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		2,696
元本等合計		3,101,345
純資産合計		3,101,345
負債純資産合計		3,101,345

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
2 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

（平成25年3月4日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	3,098,649口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	<p style="text-align: right;">1口当たり純資産額 1.0009円 （1万口当たり純資産額 10,009円）</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（平成25年3月4日現在）
期首元本額		- 円
期中追加設定元本額		82,082,853 円
期中一部解約元本額		78,984,204 円
期末元本額		3,098,649 円
元本の内訳*		
新興国為替ファンド 韓国ウォン買い		50,000 円
新興国為替ファンド 韓国ウォン売り		50,000 円
新興国為替ファンド インドルピー買い		69,989 円
新興国為替ファンド インドルピー売り		50,000 円
新興国為替ファンド トルコリラ買い		69,989 円
新興国為替ファンド トルコリラ売り		50,000 円
新興国為替ファンド ブラジルリアル買い		69,989 円
新興国為替ファンド ブラジルリアル売り		50,000 円
新興国為替ファンド マネーアカウントファンド		2,638,682 円
合計		3,098,649 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自平成24年9月5日 至平成25年3月4日）

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

下記事項が原届出書に置き換わります。

純資産額計算書

平成25年3月29日

韓国ウォン買い

資産総額	31,923,436 円
負債総額	12,562 円
純資産総額（ - ）	31,910,874 円
発行済数量	2,630 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	12,133 円

韓国ウォン売り

資産総額	17,114,043 円
負債総額	297,463 円
純資産総額（ - ）	16,816,580 円
発行済数量	2,142 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	7,851 円

インドルピー買い

資産総額	20,440,453 円
負債総額	10,177 円
純資産総額（ - ）	20,430,276 円
発行済数量	1,643 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	12,435 円

インドルピー売り

資産総額	22,947,018 円
負債総額	10,459 円
純資産総額（ - ）	22,936,559 円
発行済数量	3,010 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	7,620 円

トルコリラ買い

資産総額	66,068,386 円
負債総額	31,916 円
純資産総額（ - ）	66,036,470 円
発行済数量	5,435 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	12,150 円

トルコリラ売り

資産総額	21,565,100 円
負債総額	8,727 円
純資産総額（ - ）	21,556,373 円
発行済数量	2,740 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	7,867 円

ブラジルリアル買い

資産総額	169,548,596 円
負債総額	21,830,687 円
純資産総額（ - ）	147,717,909 円
発行済数量	12,180 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	12,128 円

ブラジルリアル売り

資産総額	25,029,243 円
負債総額	11,586,472 円
純資産総額（ - ）	13,442,771 円
発行済数量	1,723 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	7,802 円

マネーアカウントファンド

資産総額	6,805,723 円
負債総額	220 円
純資産総額（ - ）	6,805,503 円
発行済数量	680 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	10,008 円

(参考) T & D マネーアカウントマザーファンド

資産総額	7,152,671 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	7,152,671 円
発行済数量	7,145,694 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0010 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

下記事項が原届出書に置き換わります。

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

平成25年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

(2) 会社の機構

経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成25年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年3月末日現在、168本であり、その純資産総額の合計は1,322,281百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	148本	1,223,330百万円
単位型株式投資信託	11本	65,608百万円
追加型公社債投資信託	1本	17,727百万円
単位型公社債投資信託	8本	15,616百万円
合計	168本	1,322,281百万円

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、第32期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- また、第33期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（1）貸借対照表

区分	注記 番号	第31期 （平成23年3月31日現在）		第32期 （平成24年3月31日現在）	
		内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）					
流動資産					
1. 預金			5,702,490		5,826,632
2. 前払費用			64,158		62,441
3. 未収入金			1,771		77,488
4. 未収委託者報酬			822,206		733,185
5. 未収運用受託報酬			593,956		420,226
6. 未収法人税等			-		18,793
7. 未収消費税等			-		12,034
8. 繰延税金資産			128,819		191,089
9. その他			54		1,405
流動資産計			7,313,456		7,343,297
固定資産					
1. 有形固定資産					
（1）建物	2	67,878		58,355	
（2）器具備品	2	49,026		29,529	
（3）その他		897		897	
2. 無形固定資産					
（1）電話加入権		2,862		2,862	
（2）ソフトウェア		99,689		76,269	
（3）ソフトウェア仮勘定		1,454		1,590	
3. 投資その他の資産					
（1）投資有価証券		720,221		144,960	
（2）関係会社株式		319,502		318,844	
（3）長期差入保証金	1	158,597		143,783	
（4）繰延税金資産		190,156		266,871	
（5）その他		1,411		1,811	
固定資産計			1,611,698		1,045,775
資産合計			8,925,154		8,389,072

区分	注記 番号	第31期 （平成23年3月31日現在）		第32期 （平成24年3月31日現在）	
		内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）

（負債の部）					
流動負債					
1. 預り金			284		12,858
2. 未払金			525,021		669,772
（1）未払収益分配金		789		540	
（2）未払償還金		9,304		5,658	
（3）未払手数料		283,852		245,117	
（4）その他未払金	1	231,075		418,456	
3. 未払費用			498,064		337,012
4. 未払法人税等			55,292		-
5. 未払消費税等			59,362		-
6. 賞与引当金			199,021		134,660
7. 役員賞与引当金			2,700		5,200
流動負債計			1,339,746		1,159,502
固定負債					
1. 退職給付引当金			367,274		404,084
2. 役員退職慰労引当金			14,250		10,201
固定負債計			381,524		414,285
負債合計			1,721,270		1,573,787
（純資産の部）					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金					
（1）資本準備金		277,667		277,667	
資本剰余金合計			277,667		277,667
3. 利益剰余金					
（1）利益準備金		175,000		175,000	
（2）その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,553,447		2,123,836	
利益剰余金合計			5,866,237		5,436,626
株主資本合計			7,243,905		6,814,294
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			40,021		990
評価・換算差額等合計			40,021		990
純資産合計			7,203,883		6,815,285
負債純資産合計			8,925,154		8,389,072

（2）損益計算書

区分	注記 番号	第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			5,718,504		4,187,140
2. 運用受託報酬			3,193,133		1,900,616
3. 投資助言報酬			1,000		-
営業収益計			8,912,637		6,087,757
営業費用					
1. 支払手数料			2,568,280		1,749,024
2. 広告宣伝費			42,895		55,547

3. 調査費		2,760,595		1,597,104
(1) 調査費	27,093		24,037	
(2) 委託調査費	2,299,896		1,164,314	
(3) 情報機器関連費	431,197		406,930	
(4) 図書費	2,407		1,821	
4. 委託計算費		169,489		161,805
5. 営業雑経費		154,850		137,838
(1) 通信費	11,498		10,893	
(2) 印刷費	94,041		87,970	
(3) 協会費	8,776		12,198	
(4) 諸会費	2,669		3,039	
(5) 紹介手数料	37,864		23,737	
営業費用計		5,696,112		3,701,321
一般管理費				
1. 給料		1,606,305		1,544,084
(1) 役員報酬	64,551		64,286	
(2) 給料・手当	1,460,271		1,408,099	
(3) 賞与	81,482		71,698	
2. 法定福利費		199,359		188,715
3. 退職金		1,911		9,512
4. 福利厚生費		4,367		3,948
5. 交際費		2,582		2,781
6. 旅費交通費		32,843		23,757
7. 事務委託費		93,175		85,086
8. 租税公課		20,151		15,322
9. 不動産賃借料		173,594		163,084
10. 退職給付費用		78,986		80,520
11. 役員退職慰労金		354		-
12. 役員退職慰労引当金繰入		11,500		4,951
13. 賞与引当金繰入		199,021		134,660
14. 役員賞与引当金繰入		2,700		5,200
15. 固定資産減価償却費		74,634		63,548
16. 諸経費		108,901		93,151
一般管理費計		2,610,390		2,418,323
営業利益または営業損失()		606,135		31,887

区分	注記 番号	第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			820		1,238
2. 受取利息			1,564		957
3. 時効成立分配金・償還金			5,230		3,857
4. その他			989		213
営業外収益計			8,604		6,267
営業外費用					
1. 為替差損			1,741		540
2. 雑損失			3,922		23,079
営業外費用計			5,664		23,619
経常利益または経常損失()			609,075		49,239

特別利益				
1. 固定資産売却益	1		6	-
2. 投資有価証券売却益			250	12,266
特別利益計			256	12,266
特別損失				
1. 固定資産除却損	2		2,559	3,221
2. 投資有価証券売却損			681	102,971
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			5,018	-
4. 子会社株式評価損			-	657
5. 希望退職関連費用			-	351,519
特別損失計			8,258	458,370
税引前当期純利益または税引前当期純損失（ ）			601,073	495,343
法人税、住民税及び事業税			232,710	72,967
法人税等調整額			19,507	167,048
当期純利益または当期純損失（ ）			348,855	255,328

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第31期事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	第32期事業年度 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日
株主資本			
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,204,592	2,553,447
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	-	174,282
	当期純利益または当期純損失（ ）	348,855	255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	429,610
	当事業年度末残高	2,553,447	2,123,836
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,517,382	5,866,237
	当事業年度変動額		

		剰余金の配当	-	174,282
		当期純利益または当期純損失（ ）	348,855	255,328
		当事業年度変動額合計	348,855	429,610
		当事業年度末残高	5,866,237	5,436,626
	株主資本合計	当事業年度期首残高	6,895,050	7,243,905
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	-	174,282
		当期純利益または当期純損失（ ）	348,855	255,328
		当事業年度変動額合計	348,855	429,610
		当事業年度末残高	7,243,905	6,814,294
評価・換算差額等				
	その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	-	40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	40,021	41,012
		当事業年度末残高	40,021	990
	評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	-	40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	40,021	41,012
		当事業年度末残高	40,021	990
	純資産合計	当事業年度期首残高	6,895,050	7,203,883
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	-	174,282
		当期純利益または当期純損失（ ）	348,855	255,328
		株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	308,833	388,598
		当事業年度末残高	7,203,883	6,815,285

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年
器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 158,547千円 流動負債 その他未払金 187,782千円	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円
2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 66,573千円 器具備品 204,763千円	2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円

(損益計算書関係)

第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 6千円 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 877千円 ソフトウェア 1,682千円	2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円

(株主資本等変動計算書関係)

第31期事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

第32期事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,702,490	5,702,490	-
(2) 未収委託者報酬	822,206	822,206	-
(3) 未収運用受託報酬	593,956	593,956	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	658,021	658,021	-
資産計	7,776,674	7,776,674	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(789)	(789)	-
未払償還金	(9,304)	(9,304)	-
未払手数料	(283,852)	(283,852)	-
その他未払金	(231,075)	(231,075)	-
(2) 未払費用	(498,064)	(498,064)	-
負債計	(1,023,086)	(1,023,086)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502

長期差入保証金	158,597
合計	540,249

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,702,490	-	-
未収委託者報酬	822,206	-	-
未収運用受託報酬	593,956	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	100	-
合計	7,118,653	100	-

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	-
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	-
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	82,760	82,760	-
資産計	7,062,804	7,062,804	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(540)	(540)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(245,117)	(245,117)	-
其他未払金	(418,456)	(418,456)	-
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	-
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
----	----------

非上場株式	62,200
子会社株式	318,844
長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,826,632	-	-
未収委託者報酬	733,185	-	-
未収運用受託報酬	420,226	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	35,865	-
合計	6,980,044	35,865	-

(有価証券関係)

第31期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

その他有価証券の当事業年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	725,400	657,921	67,478
	小計	725,400	657,921	67,478
合計		725,500	658,021	67,478

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第32期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	643
	小計	13,664	13,020	643
合計		81,162	82,760	1,597

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠

出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

2. 退職給付債務に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
(1) 退職給付債務 367,274千円 (2) 退職給付引当金 367,274千円	(1) 退職給付債務 404,084千円 (2) 退職給付引当金 404,084千円
(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。	(注) 同左

3. 退職給付費用に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
退職給付費用 勤務費用 66,556千円 確定拠出年金への掛金支払額 12,430千円 退職給付費用 78,986千円	退職給付費用 勤務費用 69,258千円 確定拠出年金への掛金支払額 11,262千円 退職給付費用 80,520千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	第31期(平成23年3月31日現在)	第32期(平成24年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	80,981	51,184
未払事業税	13,006	-
未払社会保険料	10,769	7,129
貯蔵品	1,919	1,673
退職給付引当金	155,242	149,998
割増退職金	-	126,447
子会社株式評価損	1,304	1,376
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	111,796	102,879
減価償却超過額否認	7,457	5,826
繰越欠損金	10,322	32,137
その他有価証券評価差額金	27,457	-
その他	14,405	10,932
小計	434,663	489,585
評価性引当額	115,686	27,482
繰延税金資産計	318,976	462,102
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	-	607
未収事業税	-	3,535
繰延税金負債計	-	4,142

繰延税金資産の純額

318,976

457,960

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第31期（平成23年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第32期（平成24年3月31日現在）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日付で、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年4月1日以降平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しております。この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が40百万円減少し、法人税等調整額が40百万円増加しております。

（資産除去債務関係）

第31期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
記載すべき重要な事項はありません。

第32期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	158,547

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	143,733

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	6,654.85円	1株当たり純資産額 6,295.87円
1株当たり当期純利益金額	322.26円	1株当たり当期純損失金額 235.86円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎
当期純利益(千円)	348,855	当期純損失(千円) 255,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円) -
普通株式に係る当期純利益(千円)	348,855	普通株式に係る当期純損失(千円) 255,328
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株) 1,082

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第33期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			5,560,529
2. 前払費用			81,581
3. 未収入金			103,890
4. 未収委託者報酬			660,362
5. 未収運用受託報酬			397,372
6. 繰延税金資産			70,777
7. その他			52
流動資産計			6,874,567
固定資産			
1. 有形固定資産			90,547
(1) 建物	1	54,271	
(2) 器具備品	1	35,378	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			81,807
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		78,907	
(3) ソフトウェア仮勘定		37	
3. 投資その他の資産			920,905
(1) 投資有価証券		198,956	
(2) 関係会社株式		318,634	
(3) 長期差入保証金		143,114	
(4) 繰延税金資産		259,303	
(5) その他		896	
固定資産計			1,093,259
資産合計			7,967,827

区分	注記 番号	第33期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			60,960
2. 未払金			269,678
(1) 未払収益分配金		540	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		208,987	
(4) その他未払金		54,492	
3. 未払費用			303,471
4. 未払法人税等			5,560
5. 未払消費税等	2		14,651
6. 賞与引当金			71,308
7. 役員賞与引当金			8,000
流動負債計			733,631

固定負債			
1.退職給付引当金			359,319
2.役員退職慰労引当金			12,780
固定負債計			372,100
負債合計			1,105,731
(純資産の部)			
株主資本			
1.資本金			1,100,000
2.資本剰余金			277,667
(1)資本準備金		277,667	
3.利益剰余金			5,482,786
(1)利益準備金		175,000	
(2)その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,169,996	
株主資本合計			6,860,454
評価・換算差額等			
1.その他有価証券評価差額金			1,640
評価・換算差額等合計			1,640
純資産合計			6,862,095
負債純資産合計			7,967,827

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第33期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1.委託者報酬			1,903,672
2.運用受託報酬			810,362
営業収益計			2,714,034
営業費用			
1.支払手数料			782,601
2.広告宣伝費			758
3.調査費			632,626
(1)調査費		8,341	
(2)委託調査費		431,996	
(3)情報機器関連費		191,367	
(4)図書費		921	
4.委託計算費			79,524
5.営業雑経費			67,530
(1)通信費		5,115	
(2)印刷費		45,634	
(3)協会費		5,189	
(4)諸会費		1,542	
(5)紹介手数料		10,047	
営業費用計			1,563,041
一般管理費			
1.給料			662,025
(1)役員報酬		38,904	

(2) 給料・手当		609,668	
(3) 賞与		13,453	
2. 法定福利費			83,301
3. 退職金			11,523
4. 福利厚生費			1,467
5. 交際費			924
6. 旅費交通費			11,594
7. 事務委託費			39,799
8. 租税公課			7,164
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			31,566
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,579
12. 賞与引当金繰入			71,308
13. 役員賞与引当金繰入			8,000
14. 固定資産減価償却費	1		26,795
15. 諸経費			47,364
一般管理費計			1,085,209
営業利益			65,784

第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)			
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			1,054
2. 受取利息			532
3. その他			897
営業外収益計			2,483
営業外費用			
1. 為替差損			1,644
2. 雑損失			88
営業外費用計			1,733
経常利益			66,535
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			2,288
特別利益計			2,288
特別損失			
1. 投資有価証券売却損			840
2. 子会社株式評価損			210
特別損失計			1,050
税引前中間純利益			67,773
法人税、住民税及び事業税			105,867
法人税等調整額			127,480
中間純利益			46,159

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-

	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,123,836
	当中間会計期間変動額	
	中間純利益	46,159
	当中間会計期間変動額合計	46,159
	当中間会計期間末残高	2,169,996
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,436,626
	当中間会計期間変動額	46,159
	当中間会計期間末残高	5,482,786
株主資本合計	当事業年度期首残高	6,814,294
	当中間会計期間変動額	46,159
	当中間会計期間末残高	6,860,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	990
	当中間会計期間変動額（純額）	650
	当中間会計期間末残高	1,640
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	990
	当中間会計期間変動額	650
	当中間会計期間末残高	1,640
純資産合計	当事業年度期首残高	6,815,285
	当中間会計期間変動額	46,810
	当中間会計期間末残高	6,862,095

重要な会計方針

	第33期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第33期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	80,180千円
器具備品	230,731千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第33期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	12,192千円
無形固定資産	14,602千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

合計	1,082	-	-	1,082
----	-------	---	---	-------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,560,529	5,560,529	-
(2) 未収入金	103,890	103,890	-
(3) 未収委託者報酬	660,362	660,362	-
(4) 未収運用受託報酬	397,372	397,372	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	136,756	136,756	-
資産計	6,858,911	6,858,911	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(540)	(540)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(208,987)	(208,987)	-
その他未払金	(54,492)	(54,492)	-
(2) 未払費用	(303,471)	(303,471)	-
負債計	(573,150)	(573,150)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	318,634
長期差入保証金	143,114
合計	523,949

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第33期中間会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	85,546	81,609	3,937
	小計	85,546	81,609	3,937
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	51,209	52,500	1,290
	小計	51,209	52,500	1,290
合計		136,756	134,109	2,646

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第33期中間会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（1株当たり情報）

第33期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	
1株当たり純資産額	6,339円11銭
1株当たり中間純利益金額	42円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	46,159
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	46,159
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前△](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド 韓国ウォン買いの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド 韓国ウォン買いの平成25年3月4日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド 韓国ウォン売りの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド 韓国ウォン売りの平成25年3月4日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド インドルピー買いの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド インドルピー買いの平成25年3月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド インドルピー売りの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド インドルピー売りの平成25年3月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド トルコリラ買いの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド トルコリラ買いの平成25年3月4日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド トルコリラ売りの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド トルコリラ売りの平成25年3月4日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド ブラジルリアル買いの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド ブラジルリアル買いの平成25年3月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド ブラジルリアル売りの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド ブラジルリアル売りの平成25年3月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月7日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国為替ファンド マネーアカウントファンドの平成24年9月5日から平成25年3月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新興国為替ファンド マネーアカウントファンドの平成25年3月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年9月5日から平成25年3月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月30日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)